

平成30年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付におけるQ&A、補足事項について
※このQ&A、補足事項において、「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」は「選定要綱」、「平成30年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項」は「内定要項」、「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」は「事業計画書」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は「指導指針」としております。

【Q&A、補足事項】※新たに更新した部分は赤字で記載しています。

○平成31年1月9日掲載

(選定基準)

Q1 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-1 サービス提供体制強化」について、

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を求める項目について、指定申請時及び運営後の体制としては派遣職員も含むと考えてよいのでしょうか。

②勤続年数3年以上のものが占める割合を求められているが、新規施設においては既存施設の職員異動を想定してのことですか。

A1 ①お見込みのとおりです。雇用形態についての定めはありません。

なお、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表に定める介護報酬請求上の加算の要件と重なる部分がありますが、算定要件の内容を満たすことのみを得点の要件としますので、実際に加算を取得するかどうかはお任せ致します。ただし、算定要件の解釈、その他定めのない事項については、介護報酬請求上の加算の要件に準じることとします。

②お見込みのとおりです。

(選定基準)

Q2 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-4 認知症ケア」について、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者とは具体的にどのような研修修了者をいうのでしょうか。

A2 「○平成30年12月20日掲載」のQ9を確認してください。

(選定基準)

Q3 特定施設入居者生活介護事業者得点表「5 地域包括ケアシステムの推進」について、地域交流スペースは例えば、他の用途との兼用は可能なのでしょうか。例（施設内食堂や会議室を兼用）。

A3 「地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方」を確認してください。地域交流スペースとして専用の設備を設ける必要がありますので、施設内の食堂との兼用はできません。会議室としての利用については、「地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方」の※iiを確認の上、利用希望者へのスペース提供に支障が生じないようにしてください。

(内定申請条件)

Q4 既存住宅型有料老人ホームの介護付への転用を考えておりますが、現在の定員が86名です。

80名を介護付として、他6名を住宅型としての登録は可能でしょうか。

A4 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成20年2月27日開催）において、「基

本的に一の有料老人ホームとして届け出られたものの中に介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在するということはないことを踏まえたうえで、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じることがないように適切な指定事務を行っていただきたい。」とされております。

よって、介護付有料老人ホームとは建物を別にする、又は同建物にする場合は階を分ける必要がありますので注意してください。設備や職員配置等も別の施設として考えて頂く必要があります。

(選定基準)

Q 5 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-3 居室の広さ」について、洗面設備の床が抜けていけば可という意味は、洗面器が壁掛けであればライニングスペースを除き面積参入して良いということでしょうか？または、洗面台という家具を設置した場合はどうでしょうか？

A 5 壁掛けの洗面器についてはお見込みのとおりです。洗面台という家具を設置した場合は、床が抜けていない場合、居室面積に含めることはできません。

(選定基準)

Q 6 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-2 洗濯室」について、居室のある各階に設けることになっておりますので、現在居室のある階に「洗濯室」ではなく、廊下等に洗濯機と乾燥機ワゴンセットを置く予定にしていますが特にそれで問題はないでしょうか？

A 6 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-2 洗濯室」は、衛生面等から居室のある階ごとに「洗濯室」があることを評価しています。当該項目に得点するためには、「洗濯室」の設置が必要です。

(選定基準)

Q 7 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-2 洗濯室」について、洗濯機置場を全居室に設置しており、2階に共用（施設使用）の洗濯機、1階に汚物処理室を設置しています。居室は介護居室ではなく全て一般居室です。全フロアに洗濯室および汚物処理室は必要でしょうか。

A 7 洗濯室については、「○平成31年1月9日掲載（※今回掲載）」のQ6を確認してください。汚物処理室については、得点項目ではありませんが、指導指針上、居室のある階ごとに設置する必要があります。

(提出書類)

Q 8 事業計画書の添付書類6(5)「近隣住民に対する説明経緯を示す書類」とありますが、近隣住民説明の具体的範囲の指定はありますか。具体的範囲が無い場合、建築基準法の「中高層建築物等」の範囲と考えておりますが、よろしいでしょうか。

A 8 具体的範囲の指定はありません。指導指針5(1)にあるように、地域の理解と協力が得られるよう努めてください。

(選定基準)

Q 9 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-6 協力医療機関」について、①有床の協力医療機関である。②日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としている協力医療機関である。とあります。指導指針 9 (4) アに、入居者の病状の急変等に備えるため、近距離（移送に要する時間がおおむね 20 分以内）で、かつ内科・整形外科・精神科の診療科目を標榜している医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。とあります。得点表「2-6 協力医療機関」の条件を満たせばよろしいでしょうか。もしくは得点表「2-6 協力医療機関」及び指導指針の両方の条件を満たす必要はありますか。

A 9 指導指針 9 (4) アに定める要件を満たせないと指導指針不適合となりますので、特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-6 協力医療機関」に得点する場合は、指導指針 9 (4) アに定める要件を満たした上で、「2-6 協力医療機関」の要件も満たす必要があります。

なお、指導指針 9 (4) アを満たす医療機関と「2-6 協力医療機関」の要件を満たす医療機関は、同じ医療機関でも別の医療機関でもかまいません。

(選定基準)

Q 1 0 特定施設入居者生活介護事業者得点表「5 地域包括ケアシステムの推進」について、使用する際は、可動間仕切りにて完全に独立した 60 m²のスペースを確保させる予定ですが、未使用時は、(施設での) イベントスペースや運営懇談会の会場、ダイニングスペース等との一体利用可能な兼用スペースとしても問題ありませんか（隣の部屋は食堂等を想定。）。

A 1 0 地域交流スペースとして専用の設備を設ける必要がありますので、地域交流の場として利用されていない時間帯においても、その他の利用は想定されないものと考えます。

(選定基準)

Q 1 1 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-1 サービス提供体制強化」について、直接処遇職員の勤続年数について、3 年以上の要件が記載されていますが、新設の場合、他の既存ホームにて 3 年以上勤務している職員の配置換えを想定されての要件でしょうか？

A 1 1 「○平成 3 1 年 1 月 9 日掲載（※今回掲載）」の Q 1 を確認してください。

(選定基準)

Q 1 2 特定施設入居者生活介護事業者得点表「4 併設サービス」について、現在検討段階ではありますが、併設サービスを提供しない計画となった時点で、足切り判定となりますか？

A 1 2 「○平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日掲載」の Q 5 を確認してください。

(選定基準)

Q 1 3 特定施設入居者生活介護事業者得点表「4 併設サービス」について、最低継続期間はありますか？（途中での事業廃止が認められるものか）。

A 1 3 得点した項目については、開設後も継続して要件を満たし続ける必要があります。

(選定基準)

Q14 特定施設入居者生活介護事業者得点表「4 併設サービス」について、協力会社による事業として申請は認められるものか？

A14 「○平成30年12月20日掲載」のQ6を確認してください。

(提出書類)

Q15 事業計画書 P-5「以下は、提出の際の添付は不要です。」との記載がありますが、添付不要対象となる資料について不明です。ご教示願います。

A15 内定申請書類提出の際に事業計画書 P-5、6 の印刷・添付は不要という意味合いです。P-5、6 に記載している添付書類のうち、該当する書類については内定申請書類提出期間に提出が必要です。

○平成30年12月28日掲載

(選定基準)

Q1 特定施設入居者生活介護 得点表の「2-6 協力医療機関」について、「②日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としている医療機関」とは、業務内容としてどのような医療行為が必要でしょうか。訪問診療、往診、受診、治療、入院支援等のうち、どの医療行為が必要となるでしょうか。

A1 緊急時に対応する医療行為がどのような医療行為であるかはその時の状況により異なるため、具体的な医療行為の内容については定めていません。日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を入所者の状況に応じ適切に行えるような契約内容としてください。

なお、内定要項「10 内定後のスケジュール」(3)において、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があるとしていますので、その際に協力医療機関との契約書に「日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為」が定められていることを確認いたします。

○平成30年12月26日掲載

(選定基準)

Q1 特定施設入居者生活介護 得点表の「4 併設サービス」について、すでに運営している小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所（以下、「小多機等事業所」という）を併設する場合、得点できますか。

A1 特定施設入居者生活介護 得点表の「4 併設サービス」に記載している「開設する」とは、特定施設入居者生活介護の内定申請後、新たに小多機等事業所を開設する場合のことをいいます。

第7期計画において、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、介護付有料老人ホーム等との併設を要件とすることなどにより整備を促進していることから選定項目としています。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても同様の考え方で整備を進めています。

そのため、次のような場合には得点できません。

- 1 すでに小多機等事業所を開設（又は、移転させて併設）している場合

- 2 すでに運営している小多機等事業所を一度廃止し新たに指定を受ける等、実質的に継続して運営していると認められる場合
- 3 法人の合併等により、合併等前の法人が運営していた小多機等事業所を廃止して合併等後の法人が新たに小多機等事業所の指定を受ける場合等、実質的に継続して運営していると認められる場合
- 4 サテライト型小多機等事業所の定員を変更し本体事業所となる場合（指定手続き上は既存のサテライト型小多機等事業所を廃止して新規に指定を受けることとなりますが、このような場合にも得点できません。）

○平成30年12月21日掲載

（選定基準）

- Q 1 特定施設入居者生活介護 得点表の「5-1 地域交流スペース」について、現在はサービス付き高齢者向け住宅ですが、特定施設となった際に同一敷地内の別棟を地域交流スペースとして利用する場合は、採点の対象となりますか？
- A 1 地域交流スペースが同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する場合は認められます。なお、道路を隔てた位置にあっても、お互いが向かい合っていない場合は、認められません。

○平成30年12月20日掲載

（内定要項 修正）

内定要項の記載に誤りがございましたので、次のとおり読替えてくださるようお願いいたします。申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

「内定要項」中に記載のある「選定要綱第2条第5項」は「選定要綱第2条第3項」、「選定要綱第2条第6項」は「選定要綱第2条第4項」と読替える。

※p2 下段、p5「7 内定申請の無効」(11)、p6「11 内定の取消」(1)の3か所に記載があります。

（図面の事前確認）

- Q 1 既存施設の用途は特定施設の指定をとった状況の用途を記載するのでしょうか。それとも既存用途のままで提出するのでしょうか。例：既存の併設サービスを地域交流スペースにする場合など。
- A 1 図面の事前確認では、原則として内定申請を行う状況の図面を提出してください。ただし、改修等を予定していて、図面を作成中の場合、事前確認においては、既存の図面での提出でかまいません。その場合にも、内定申請（内定申請書類提出）の際には、改修後の図面の提出が必要です。なお、事前確認で改修前の図面を提出する場合、どの部分を改修予定であるかわかるよう図面に記載してください。

（提出書類）

- Q 2 事業計画書の添付書類4（1）建築概要書について、指定フォーマットはあるのでしょうか。
- A 2 指定の様式はございませんので、任意様式で提出してください。

(提出書類)

Q 3 事業計画書の添付書類 6 (3) 建築工事見積書について、既存施設も見積書の提出は必要でしょうか。

A 3 事業計画書 5 ページ、添付書類 6 (3) に記載のとおり、改築・改修工事を行う場合には見積書を提出してください。工事を行わない場合、提出は不要です。

(選定基準)

Q 4 特定施設入居者生活介護 得点表について、合計得点が同一の場合に、優先して選定する項目(評価が高い項目)はありますか。

A 4 特定施設入居者生活介護 得点表の※3を参照してください。

(選定基準)

Q 5 特定施設入居者生活介護 得点表について、評価項目の中に、得点ができない「0点」とであると、選定されない項目はありますか。

A 5 ありません。全体の得点で判断いたします。

(選定基準)

Q 6 特定施設入居者生活介護 得点表の「4 併設サービス」について、併設サービスを別法人(親会社含む)が運営するものとして開設した場合、算定要件を満たすでしょうか。また、その場合に挙証資料として別途提出が必要な資料はありますか。

A 6 特定施設入居者生活介護 得点表の※1を参照してください。「同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係」とは、「併設施設における事業廃止等の重要事項に係る決定について、本体施設法人が単独で行うことができること」や「本体施設法人と併設施設法人が同一法人だった場合に起こりえない不利益(入居者の処遇に支障を及ぼす等)を入居者に対して与えることがないと保障できること」等が必要と考えておりますので、要件を満たすかどうか、またその際の挙証資料については個別に判断いたします。

(選定基準)

Q 7 特定施設入居者生活介護 得点表「2-1 サービス提供体制強化について」において、

①介護福祉士の割合の 60/100 又は 50/100 の確保は開設当初から満たしている必要がありますでしょうか。

②常勤職員の割合 75/100 の確保は開設当初から満たしている必要がありますでしょうか

③勤続年数 3 年以上の者とは、該当施設の正社員、非常勤パートを含む全ての職員が対象でしょうか。30/100 の確保は開設当初から満たしている必要がありますでしょうか。また、退職等により割合が変動する可能性もありますが、常時継続して確保する必要がありますでしょうか。

A 7 ①、②及び③は、開設時から満たしている必要があり、開設後においても継続して要件を満たす必要があります。③の対象職員については、「入居者に直接提供する職員」が対象です。雇用形

態についての定めはありませんので、「入居者に直接提供する職員」に該当するすべての職員を対象として計算し、要件を満たす必要があります。

(選定基準)

Q 8 特定施設入居者生活介護 得点表「2-2 看護師の配置について」において、看護師は正看護師・准看護師どちらも該当しますでしょうか。

A 8 当該項目に得点するためには、看護師を配置することが必要です。准看護師は含みません。

(選定基準)

Q 9 特定施設入居者生活介護 得点表「2-4 認知症ケアについて」において、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは具体的に何の研修を指しますでしょうか。認知症介護実践リーダー研修も該当しますでしょうか。

A 9 平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知第2の4(15)③に定める研修とします(以下、原文を記載します)。

※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成28年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者(要綱4(5)③)に該当する者であって、かつ、平成27年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

○平成30年12月17日掲載

(図面の事前確認 修正)

「事前図面送信票」のチェック欄の項目において、テーブル等の配置については特段の定めがなく不要と判断いたしましたので、削除したものを掲載し直しました。なお、チェック項目の追加はございませんので、すでに提出又は準備されている場合においては、修正前の「事前図面送信票」を使用いただいても問題はございません。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

(図面の事前確認)

Q 1 ①提出図面は申請時必要書類にある、配置図、平面図、立面図、各室別面積表、居室配置図でよろしいでしょうか？

②事前図面送信票について、最少の部屋の居室面積の算定根拠となる計算式とは、どのような計算式が適当でしょうか？

③事前図面送信票について、テーブル、鍵付書庫などの配置を明示している図面がない場合、図面ではなく写真での提出でもよろしいでしょうか？

④事前図面送信票について、既に住宅型で開設していて、確認済み証の取得、近隣住民への説明を実施済み場合は、最後のチェック欄は問題ないと考えてよろしいでしょうか？

A 1 ①質問中に御記載の図面をお送りいただければ不足はございません。図面の事前確認では、「川崎

市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準が遵守されているかどうか（例えば、居室面積や廊下幅等）を確認いたします。必ずしもすべてお送りいただかなくても審査が行える場合もございますので、すでに図面をお送りいただいている場合などで審査上不足がある場合には、別途連絡させていただきます。

②「選定要綱」別表2「1-3 居室の広さについて」の得点を確認する趣旨で記載しておりますので、面積に含めないこととしている備付の家具等を除外した面積がわかる計算式を記載してください。

③テーブルの配置等については、特段の定めがございませんので、事前図面送信票のチェック欄から御質問にあった項目を削除した事前図面送信票を掲載し直しました。なお、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」等において必要な設備については、配置も含め図面に記載していただく必要があります。各自、御確認ください。

④お見込みのとおりです。

(選定基準)

Q2 特定施設入居者生活介護 得点表（「選定要綱」別表2）の2-2看護師の配置「常に1人以上の指定」の「常に」とは24時間365日常駐で看護師がいる場合ということでしょうか？

A2 お見込みのとおりです。

○平成30年12月12日掲載

(内定申請条件)

Q1 既存サービス付き高齢者向け住宅でも申し込み（内定申請）はできるのか、またその際の注意点などをご指導頂けましたら幸いです。

A1 既存サービス付き高齢者向け住宅での内定申請は可能です。サービス付き高齢者向け住宅の場合、「選定要綱」別表2において、居室の広さ等、得点の取扱いが異なる項目があるので御注意ください。

(内定申請条件)

Q2 建築基準法上の建物用途が「共同住宅」となっているサービス付き高齢者向け住宅が、特定施設入居者生活介護の指定を受けることは可能でしょうか。

A2 既存サービス付き高齢者向け住宅での内定申請は可能です。選定後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるにあたり用途変更が必要であるかについては、関係部署（まちづくり局建築審査課）に御確認ください。

(内定申請条件)

Q3 同じ法人が複数事業所で内定申請をすることはできるか。

A3 可能です。

(選定基準 補足)

「選定要綱」別表2の2-2において「常に1人以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護師が確保されている。」としていますが、この看護師は、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第218条第1項第2号ウに規定する介護職員、同条第2項第2号ウに規定する介護職員、「川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」第206条第1項第2号ウに規定する介護職員又は同条第2項第2号ウに規定する介護職員とは別に配置する必要があります。